

農業用機械等を導入したい(2)

産地パワーアップ事業 (国費)

担当課

農業振興課園芸畜産係 TEL 72-8238

本事業の役割

販売額増やコスト削減を図るため、戦略的な規模拡大や農業用施設の統廃合に要する機械や施設等の導入を支援します。

対象者は？

農業者や農業者で組織される団体等が対象です。

どのような事業内容？

事業費の1/2以内の補助率で、規模拡大等に要する機械や施設等の導入に対する支援が受けられます。なお、平成30年度から「菌床しいたけ」が対象品目に追加されました。

機械導入は原則リースなので注意してください。

また、導入する機械によっては下限面積が設定されているため、目標年度までに下限面積を達成する必要があります。

なお、50万円未満の機械、汎用性の高い機械(トラック等)は対象外です。

交付条件は？

次の2つの要件を満たす必要があります。

- (1) 目標年度までに販売額の10%以上増、又はコストの10%以上減が達成できること。
- (2) 目標年度までに作物ごとに定められた面積要件を達成する見込みがあること。

(それぞれ作物ごとの面積要件は、水稻が50ha、露地野菜が10ha、露地花卉が5ha)

手続はどうするの？

上記の担当課にお問い合わせください。